

川崎市立荻宿小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

学校教育目標

- ・心やさしく、他者を理解する子（徳）
- ・自ら学び、判断し、行動する子（知）
- ・心も体も健康に生活する子（体）



学校経営方針（スローガン）

子どもといっしょに地域、保護者も学べる学校
— よりよい人間関係のもとに、共生・協働を目指して —

令和6年度の経営構想

<対話し>「学び合い」「体験し」「支え合い」<整った>荻宿小学校を目指して

- ・<対話する>相手の話をまずは受け止める。それを感じ取り自分が理解したことを伝える。自分の思いを伝えたら相手の反応を見る。そのように対話する学校。
- ・「対話的に学ぶ」自分の考えを言語化し、伝え合い、学び合う学校。 ・学びの言語化・教科学習・校内研究・職員研修・小教研
- ・「体験する」地域の人と共に体験し、表現し、理解する学校。 ・コミュニティースクール・地域の方への敬意・創立70周年に向けて・幹と枝葉>
- ・「支え合う」進んで活動し、支え合い、協力し合える学校。 ・学級活動・学年活動・児童会活動
- ・<整える>環境を整え、心身健やかに、清々しく過ごせる学校。 ・言語環境・心理的環境・物理的環境・整った教室・整った学校

徳：児童育成（特別活動）

◎子どもの協働を育てる。

- ・行事や児童会活動などの特別活動全般において、自発的自治的な活動を通して、児童の主体性を高める。また、児童一人一人が活躍できる場の設定に努める。
- ・活動で「体験」→「表現」→「理解」の体験過程を児童が辿り成長するよう促す。
- ・児童の思いをくみ取り、児童が自己有用感を高め、なりたい自分に向けて努力する心を育てる。
- ・異学年交流を含め、他者との協働により、互いの良さを認めたり、よりよい人間関係を築けたりできるように支援する。
- ・地域や学校の特色を踏まえた学校行事の継続と充実に努め、所属感や連帯感が実感できるようにする。

知：学力向上（学習指導）

◎子どもの創造を育てる。

- ・児童の学力向上に努めるために、日々研鑽に励む。
- ・学びで「体験」→「表現」→「理解」の体験過程を児童が辿り成長するよう促す。
- ・「わかる」授業の実践を継続し、個々に応じたきめ細やかな指導を行う。
- ・指導と評価についての研修、若年層職員研修、自主的で必然性のある研修を行う。
- ・総括教諭を中心に教師力向上の企画実施を図る。
- ・初任者研修、経年研修、様々な校内研修の計画を図り実施する。
- ・ドリームフェスティバルにおいて学びの発表を異学年、保護者、地域に向けて行い児童の伝える力、経験を積み重ねる。

体：児童指導

◎子どもの自立を育てる。

- ・健全な精神と肉体を育む取り組みを実施する。
- ・児童に決まりや挨拶の大切さを理解させ規範意識を養う。
- ・児童に自分の困りごとや気持ちを言葉で表現できるように促すように聴く。
- ・支援教育 Co を中心に、児童と保護者に寄り添う指導個々に応じた対応を実践する。
- ・防災防犯教育を通して日常の安全安心の確立や地域も含んだ取組も進める。
- ・児童一人一人の自己健康管理指導を推進する。
- ・地域とのつながりを大切にし、キャリア在り方生き方教育を推進する。

具現化に向けての取組

徳

★思いやりのある心豊かな子どもの育成

- ・縦割りの班活動や異学年交流の実施
- ・授業において自分の良さに気付く指導法の工夫と研究
- ・行事や諸活動において自主性を引き出し楽しさを実感させる指導の工夫と研究

★良好な友達関係づくりの推進

- ・友達の良さを認められるような共生＊共育プログラムや道德の工夫と推進
- ・学級活動やなかよし集会における人間関係づくりの支援
- ・いじめ防止に対する日々の取組の強化
- ・日々の生活につながる道德教育の充実
- ・人権尊重教育の見直しと実践

★行事に取り組む意欲の向上

- ・特別活動における、子どもたちからの発信の場の設定
- ・保護者ボランティアとの連携
- ・創立70周年記念事業への取組

知

★発表能力の育成

- ・きめ細やかな指導とともに「課題を解決させる授業」の実践と工夫
- ・対話的に学ぶ態度をさらに伸ばす授業内容の計画と実践その評価の研究
- ・創造的に諸課題を解決できる能力の育成
- ・ドリームフェスティバルでの異学年・保護者・地域への学習発表の充実

★学習への主体的な取組

- ・友人の話を聞くだけに終わらず、考えを深めてさらに反応できる力を養う
- ・相手の意見を吸収して、自らが深く考え、次の行動に生かせる指導の研究

★読書活動のさらなる推進

- ・国語を中心にした読書活動の取組
- ・学校司書や図書ボランティアとの連携
- ・図書室と図書委員会の活用や工夫の研究
- ・良い本と出合える環境の充実

体

★基本的な生活習慣の確立と健やかな体作り

- ・教職員自らの明るい挨拶による挨拶励行活動
- ・社会のルールや文化に目を向けさせ、学校内外におけるルール遵守の指導
- ・家庭、地域との指導や見守りの協力体制の推進
- ・健康教育指導と食育指導の見直しと実践

★教育相談体制の見直し

- ・支援教育 CO を中心とした教育相談・支援体制の強化と組織的対応の推進
- ・子どもの居場所がある学級づくりや相談しやすい雰囲気づくりと個に応じた教育の推進
- ・教師からの声かけによる児童との関係作り

★安全・安心な環境づくり

- ・防災教育推進校としての取組
- ・防犯教育の推進や地域との連携
- ・専科教員による体育指導の充実
- ・SNS の取扱い指導と環境整備
- ・保護者、地域の方による近隣巡回の協力
- ・わくわくプラザとの綿密な連携
- ・校庭プロジェクトの取組

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報

です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月 | 活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等) |
|----|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ未然防止、早期発見・対応方法等についての研修 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約について <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→みんなの約束、学校、学年、学級のルールが守られているか)</p> |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語・ポスターの募集 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・携帯・スマートフォン教室実施 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 |
| 2 | <p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し |

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・代表委員会を中心としたあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（なかよし集会）
- ・幼保小、小中連携活動（運動会、中学文化祭、生活科学習等での交流）
- ・委員会活動（あいさつ運動）
- ・総合学習での地域交流活動
- ・地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語の作成
- ・いじめ防止ポスターの作成

保護者の取組（PTA 活動）

- ・登下校でのパトロール

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動